



その他の情報

家屋の取り壊しや土地の地目変更したときはご連絡を

税務収納課 ☎ 66・1114

次の場合は、12月18日(金)までに、税務収納課土地・家屋担当までご連絡ください。
後日、係員が現場の確認調査に伺います。

○土地の利用方法(現況地目)を変更したとき

(住宅用地を畑へ、畑を駐車場へ変更したときなど)

○家屋の利用方法を変更したとき

(店舗を居住用へ、居住用建物の全部または一部を店舗へ変更したときなど)

○家屋を新築・増築・取り壊したとき

※土地利用が居住用住宅地・非居住用住宅地により税額の算出方法が異なり、居住用住宅地と認められると固定資産税が軽減される場合があります。

年末年始観光道路などの営業時間

観光課 ☎ 66・1120

初日の出、初詣などのため、特別営業をします。

営業時間 12月31日(木)午後11時～1月1日(祝)午前8時

◆三ヶ根山スカイライン
通行料金：普通車410円

◆鳳来寺山パークウェイ
駐車料金：普通車500円

手当を振り込みます

福祉課 ☎ 66・1106

市障害者扶助料の12月期支払分(8月～11月分)を12月18日(金)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

献血を実施します

健康推進課 ☎ 67・1151

とき 12月28日(月)

・午前9時30分～正午

・午後1時～4時

ところ 市役所1階ロビー

その他 受付時に本人確認を行います。運転免許証、保険証、パスポートなどをご用意ください。

12月4日～10日は人権週間「みんなで築こう人権の世紀」

市民課 ☎ 66・1110

市では毎年この週間に特設相談所を開設しています。相談は無料。秘密厳守です。

特設相談所

とき	ところ	相談員
12月5日(土) 午後1時～4時	東部市民センター	榎本 保子 白川 節子
	しおつ児童館	牧原 正枝 市川 千恵子
12月9日(水) 午前10時～ 午後4時	市役所市民相談室	榎本 保子 鈴木 博子

平成21年度年末特別警戒

消防本部総務課 ☎ 68・0936

市民の皆さんが安心してお正月を迎えられるよう、女性防火クラブ、消防団、消防署が火災予防のため市内を巡視警戒します。

とき 12月22日(火)、24日(木)

～30日(水)

ところ 市内全域

～市内で新たな投資をする事業者を応援します～

産業振興課 ☎ 66・1119

産業支援奨励金

市では、市内にある既存の産業を応援し、また新しい企業を誘致するため、事業用で一定以上の投資に対しての奨励金を交付しています。

工場や事務所の建設、機械設備の導入などを行う予定のある事業者の方は、ぜひ、ご活用ください。

◆対象となる事業

次の要件をすべて満たしている事業です。

①市内で投資を行う事業

②営利を目的とし、継続的に行う事業

③投資により新たに課される固定資産税評価額が3千万円以上(中小企業者)の事業

※支援を受けることができるのは、1事業者で家屋、償却資産それぞれ1回です。

◆奨励金の額

新たな投資に課される固定資産税相当額(上限：年間5千万円)で、家屋は3年間、償却資産は1年間、固定資産税を納付した翌年に交付します。

◆制度の期間

平成23年3月31日までに認定を受けた事業(5年間の時限制度)。

詳しくは、産業振興課へお問い合わせください。